伊丹市告示第143号

特定生産緑地(伊丹市)の解除について

生産緑地法 (昭和 49 年法律第 68 号) 第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の 指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和7年10月1日



1 特定生産緑地の指定を解除した土地の区域及び面積

生産緑地地区番号		位置	特定生産緑地の 解除面積 (㎡)	図面番号
緑丘 5-	2 6	北伊丹1丁目地内	約 600	1

「区域は解除図表示のとおり」





